

第1章 総則

(目的)

第1条 駿河台大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 駿河台大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本大学院は、前項の措置に加え、学校教育法に定めるところにより、本大学院の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 本大学院は前2項の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、水準の向上を図ることに努める。

(情報の公開)

第1条の3 本大学院は、本大学院における教育研究活動等の状況について、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公表するものとする。

2 情報の公開に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(研究科)

第2条 駿河台大学大学院に次の研究科及び専攻を置く。

心理学研究科	臨床心理学専攻 犯罪心理学専攻
総合政策研究科	法学専攻 経済・経営学専攻 メディア情報学専攻

(教育研究上の目的)

第2条の2 各研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 心理学研究科においては、幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能をもって、心の問題に実際的に対処する専門家と共に、犯罪者・非行少年の矯正・更生の場での心理学的問題の理解と解決に貢献できる人材の養成

(2) 総合政策研究科においては、法学、経済・経営学及びメディア情報学に関する専門知識・能力を有する職業人並びに地域的課題を総合的視点から実際の・実践的に解決しうる人材の養成

(大学院の課程)

第3条 本大学院に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 修士課程における標準修業年限及び在学年限は次のとおりとする。

課程	研究科	標準修業年限	在学年限
修士課程	心理学研究科	2年	4年
	総合政策研究科		

4 研究科は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項の規定により計画的な履修を認められた者の在学年限は、次のとおりとする。

課程	研究科	在学年限
修士課程	心理学研究科	6年
	総合政策研究科	

(学生定員)

第4条 本大学院の学生定員は次のとおりとする。

研究科・専攻		入学定員	収容定員
心理学研究科	臨床心理学専攻	15名	30名
	犯罪心理学専攻	15名	30名
総合政策研究科	法学専攻	7名	14名
	経済・経営学専攻	7名	14名
	メディア情報学専攻	7名	14名

(教員)

第5条 本大学院における授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格に該当する本学の各学部教授及び本大学院教授が行う。ただし、特に必要のあると認められる場合は、准教授をもってこれに充てることができる。

2 授業科目の担当については、特に必要のあると認められる場合は、専任又は兼任の講師をもってこれに充てることができる。

(組織的な研修等)

第5条の2 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員に必要な知識及び技能を習得させ並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）その他必要な取組を行う。

2 学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

3 教員を除く指導補助者（第24条の3に規定する指導補助者をいう。）に対し、必要な研修を行う。

(事務職員)

第6条 本大学院に必要な事務職員を置く。

(運営組織)

第7条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、各専攻に専攻会議を置く。ただし、研究科委員会は専攻会議を兼ねることができる。

2 複数の学部を基礎とする複数の専攻で構成される研究科にあっては、研究科委員会に研究科運営委員会を置くことができる。

(研究科長等)

第8条 各研究科に研究科長を置き、各専攻に専攻長を置く。ただし、研究科長は、一の専攻について専攻長を兼ねるものとする。また、単一の学部を基礎とする研究科にあっては、研究科長が複数の専攻長を兼ねることができるものとする。

2 複数の学部を基礎とする複数の専攻で構成される研究科にあっては、研究科長以外の専攻長を副研究科長とする。

3 研究科長は、学長の命を受けて研究科内の運営業務を遂行し、業務を処理するとともに、研究科に所属する教員を指揮監督する。

4 副研究科長は、研究科長を補佐する。

5 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した者が研究科長の職務を行う。

(研究科委員会)

第9条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科委員会は、当該研究科の専任の教授及び准教授をもって組織する。

3 研究科委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 その他、研究科委員会について必要な事項は、別に定める。

(専攻会議)

第9条の2 専攻会議は、専攻長が招集し、その議長となる。

- 2 専攻会議は、当該専攻の専任の教授及び准教授をもって組織する。
 - 3 専攻会議は、前条第3項の事項のうち、当該専攻に係る事項について検討し、専攻長は研究科委員会に報告する。
- (研究科運営委員会)

第9条の3 研究科運営委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

- 2 研究科運営委員会について必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第10条 学年、学期及び休業日については、駿河台大学学則第13条、第14条及び第15条の規定を準用する。

第4章 入学、転入学、再入学、転科及び転専攻

(入学の時期)

第11条 本大学院の入学の時期は、4月1日とする。

(入学資格)

第12条 本大学院の修士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科委員会が認めた者
- (9) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると研究科委員会が認めた者で、22歳に達した者

(入学の出願)

第13条 本大学院の入学を志願する者は、所定の入学願書及び別に定める書類に所定の入学検定料を添えて願い出なければならない。

- 2 出願手続について必要な事項は、別に定める。

(入学者の選抜)

第14条 入学者の選抜は、入学者受入れの方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施する。

- 2 入学者の選抜は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。
- 3 入学者受入れの方針は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づく合格者は、誓約書、保証書、その他本大学院が必要と認める書類を所定の期日までに提出し、別に定める学費を所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 保証書の保証人は、父母とし、学生の在学中に関する一切の事項及び一切の債務（但し200万円を上限とする）について保証しなければならない。ただし、父母が保証人となることのできない場合は、親族又は縁故者とする。
- 3 学長は、第1項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学及び再入学)

第16条 本大学院以外の大学院の学生が、所属大学の学長又は研究科長等の承認書を添えて本大学院に転入学を志願したときは、学年の始めに限り、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。ただし、心理学研究科臨床心理学専攻への転入学は認めない。

- 2 本大学院を正当の理由で退学した者が再入学を願い出たときは、学年の始めに限り、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

(転科及び転専攻)

第16条の2 本大学院に在学する者が、他の研究科に転科を志願したときには、学年の始めに限り、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

- 2 本大学院に在学する者が、研究科内の他の専攻に転専攻を志願したときには、学年の始めに限り、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。
- 3 第1項の定めるところにより転科を許可された者が、転科前に履修した科目及び修得した単位は、転入した研究科委員会の認定により、転入した研究科において履修した授業科目及び修得した単位とすることができる。また、第2項の定めるところにより転専攻を許可された者が、転専攻前に履修した授業科目及び修得した単位につき、当該研究科委員会の認定を受けたときも、また同様とする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、心理学研究科臨床心理学専攻への転科及び転専攻は認めない。

第5章 休学、復学、転学、留学及び退学

(休学)

第17条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き2カ月以上修学することができない者は、その事由を具して保証人連署の上、学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第18条 休学期間は、休学を許可された月の初日から学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間が満了し、又は休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 復学の時期は、学年の始めとする。

(転学)

第20条 他の大学院へ入学又は転入学を志願しようとする者は、学長に転学願を提出し、許可を受けなければならない。

(留学)

第21条 外国の大学院、又はそれに準ずる高等教育、研究機関等（以下「外国の大学院等」という。）に留学を志願する者は、教育研究上有益と認められた場合に限り、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 削除

(願い出による退学)

第22条 病気その他やむを得ない事由のため退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(命令による退学)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が退学を命ずる。

- (1) 学費の納付を怠った者
- (2) 第3条に定める在学年限を超えた者
- (3) 学業を怠り、又は回復困難な病気により成業の見込みがないと認められる者
- (4) 第18条に定める休学期間を超えてもなお修学ができない者

- (5) 長期間にわたって行方不明の者
- (6) 外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法に定める中長期在留者の資格を有しない者

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第24条 本大学院は、修了認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮する。
- 3 修了認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針は、別に定める。

(教育方法)

第24条の2 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行う。

- 2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。
- 3 本大学院は、学生に対して、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっての基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

(指導補助者)

第24条の3 本大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

(授業科目、単位数、履修方法)

第25条 本大学院修士課程の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおり定める。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、1単位に必要な学修時間を授業時間及び授業時間外を合わせて45時間を標準とし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用など授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する。

(他研究科の授業科目の履修)

第27条 各研究科において、教育研究上特に必要ある場合は、本大学院の他研究科の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他大学院及び大学共同利用機関における授業科目の履修)

第27条の2 教育研究上有益と認めるときは、予め協議を行った他の大学院及び本大学院が特に認めた大学共同利用機関の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位数の認定)

第27条の3 教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により認定できる単位数は、15単位を超えないものとし、第27条の2の規定により本大学院において履修したものとみなす単位数と合わせて、20単位を超えないものとする。

(専攻科目、研究指導教授)

第28条 学生は、授業科目のうちから専門に研究しようとする科目を選び、当該科目の演習を担当する教員によって研究指導を受けるものとする。

- 2 前項に規定する授業科目を、その学生の専攻科目と称し、学生の研究指導を担当する教員を研究指導教授という。

第7章 試験及び単位の授与

(試験)

第29条 所定の授業科目を履修した者に対しては、毎学期末に試験を行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

- 2 病気その他やむを得ない事由により受験できなかった者については、追試験を行うことができる。
- 3 試験の方法、成績評価の方法等は、研究科委員会が定める。

(単位の授与)

第30条 授業科目を履修し、その成績評価基準を満たした者には、所定の単位を与える。

- 2 修士課程の履修科目の成績は、A・B・C・Fの4段階をもって表示し、A・B・Cを合格、Fを不合格とする。

第8章 課程修了及び学位授与

(修了要件)

第31条 修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、総合政策研究科は32単位以上、心理学研究科臨床心理学専攻は40単位以上、心理学研究科犯罪心理学専攻は34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(大学院における在学期間の短縮)

第31条の2 第27条の3第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により、教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第32条 修士課程を修了した者には、駿河台大学学位規程の定めるところにより、修士の学位を授与する。

- 2 駿河台大学学位規程は、別に定める。

第9章 委託生、研究生等、科目等履修生等及び外国人留学生

(委託生)

第33条 公の機関又は民間団体等からの委託によって本大学院の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、委託生として、学長がこれを許可する。

(研究生)

第34条 本大学院において特定課題について研究指導を希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生として、学長がこれを許可する。

(臨床心理研究生)

第34条の2 本大学院心理学研究科臨床心理学専攻修了者において公認心理師又は臨床心理士となろうとする者に必要な知識及びその応用能力の学習指導を希望する者があるときは、心理学研究科委員会の議を経て、臨床心理研究生として、学長がこれを許可する。

(特別科目等履修生)

第35条 他の大学院の学生が、本大学院において特定の授業科目を履修しようとするときは、当該大学院との協議に基づき、研究科委員会の議を経て、特別科目等履修生として、学長がこれを許可する。

(科目等履修生)

第36条 本大学院において特定の授業科目を聴講することを希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として、学長がこれを許可する。

(外国人留学生)

第37条 外国人であって、第12条に規定する入学資格を有する者が、本大学院に入学を志願するときは、日本政府、日本政府の承認した外国政府若しくは日本駐在の外国公館の発行した身分証明書、又はこれに準ずる証明書のある者に限り、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

(その他)

第38条 委託生、研究生等、科目等履修生等及び外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

- 2 第33条、第35条及び第36条の規定にかかわらず、心理学研究科臨床心理学専攻においては、委託生、特別科目等履修生及び科目等履修生の受け入れは行わない。

第10章 入学検定料及び学費

(入学検定料)

第39条 入学志願者は、入学検定料を納付しなければならない。

2 入学検定料については、別表第Ⅱ-1のとおりとする。

(学費)

第40条 学費は、入学金、授業料、施設費及び実験・実習費とし、その額は、別表第Ⅱ-2のとおりとする。

2 休学期間中は、授業料、施設費及び実験・実習費を免除する。ただし、在籍料を納付しなければならない。

3 学費については、本学所定の手続きにより特別に減免を行う場合がある。減免について必要な事項は、別に定める。

4 学費の納期、納付方法等について必要な事項は、別に定める。

(納付した学費等)

第41条 既に納付された入学検定料及び学費は、原則として返還しない。

第11章 研究施設等

(施設等)

第42条 本大学院には、その教育研究に必要な講義室、研究室、演習室等を備えるものとする。

2 本大学院の学生は、本学のメディアセンター、厚生保健施設等を利用できる。

第12章 賞罰

(賞罰)

第43条 賞罰に関しては、駿河台大学学則第50条及び第51条の規定を準用する。ただし、教授会とあるのは研究科委員会と読み替えるものとする。

第13章 奨学生

(奨学生)

第44条 本大学院に奨学生を置くことができる。

2 奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定に関し、平成10年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第25条及び第31条の規定に関し、平成11年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定に関し、平成11年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定に関し、経済学研究科の平成13年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

2 第27条の2の大学共同利用機関とは、次の機関をいう。

(1) 国文学研究資料館史料館

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 第25条の規定に関し、経済学研究科の平成13年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

3 別表第Ⅱの入学検定料については、平成14年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第Ⅲの入学検定料については、平成15年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 法学研究科及び文化情報学研究科については、平成17年3月31日に当該研究科に在学する学生が当該研究科に在学なくなる日までの間、存続するものとする。

3 別表第Ⅲの入学検定料については、平成16年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成17年9月1日から施行する。

この学則は、平成18年3月1日から施行する。

この学則は、平成18年4月1日より施行する。

2 第25条の規定に関し、経済学研究科における平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 別表第Ⅲの入学検定料については平成17年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第25条及び第31条2項の規定に関し、法務研究科における平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 別表第Ⅲの入学検定料については平成18年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第25条の別表第Ⅱに関する平成19年度以前の入学者の適用については、「国際法」及び「証券取引法」をそれぞれ「国際法Ⅰ」及び「金融商品取引法」に読み替えるものとする。

3 別表第Ⅲの入学検定料については平成19年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第25条の規程に関し、経済学研究科における平成20年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

3 第31条第2項の規程及び別表第Ⅱに関し、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第4条の規程に関し、平成21年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

3 第25条の規定に関し、経済学研究科、現代情報文化研究科文化情報学専攻及び現代情報文化研究科法情報文化専攻における平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

4 別表第Ⅲの入学検定料については平成21年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成22年6月1日から施行する。

2 第31条第2項の規定に関し、法務研究科における平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 第25条の規定に関し、心理学研究科における平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 別表第Ⅲの入学検定料については平成23年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第25条の規定に関し、法務研究科における平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、法務研究科法曹実務専攻の平成25年度及び平成26年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	平成25年度	平成26年度
法務研究科法曹実務専攻	96名	48名

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、経済学研究科経済・経営専攻及び現代情報文化研究科文化情報学専攻並びに現代情報文化研究科法情報文化専攻の平成26年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	平成26年度
経済学研究科経済・経営専攻	10名
現代情報文化研究科文化情報学専攻	15名

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年7月1日から施行する。

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

この学則は、平成28年6月1日から施行する。

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、心理学研究科法心理学専攻及び心理学研究科犯罪心理学専攻の平成29年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	平成29年度
心理学研究科法心理学専攻	15名
心理学研究科犯罪心理学専攻	15名

3 別表第1「2.総合政策研究科」に関する平成29年3月31日以前の入学者の適用については、なお、従前の例による。

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第25条及び第31条の規定に関し、平成29年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 第28条の2については、平成31年3月31日に当該研究科・専攻に在学する学生が、当該研究科・専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 別表第1「2.総合政策研究科」に関する令和3年3月31日以前の入学者の適用については、なお、従前の例による。

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 別表第1「2.総合政策研究科法学専攻」を除く令和4年3月31日以前の入学者の適用については、なお、従前の例による。

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 第25条及び第31条の規定に関し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(別表第1)

(別表第2)

[別表第 I]

1. 心理学研究科

臨床心理学専攻

○は必修科目

科目群	授業科目	単位数	授業科目	単位数	修了要件単位
基礎科目群	人格心理学特論	2	認知心理学特論	2	基礎科目群 2 科目 4 単位以上、基幹科目群 10 科目 22 単位、発展科目群 5 科目 14 単位以上、合計 40 単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。
	社会心理学特論	2	教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2	
	老年心理学特論	2	心理統計法特論	2	
基幹科目群	○ 臨床心理学特論 I	2	○ 臨床心理学特論 II	2	
	○ 臨床心理面接特論 I（心理支援に関する理論と実践）	2	○ 臨床心理面接特論 II	2	
	○ 臨床心理査定演習 I（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	○ 臨床心理査定演習 II	2	
	○ 臨床心理基礎実習	4	○ 臨床心理実習 I（心理実践実習 I）	2	
	○ 臨床心理実習 II	2	○ 心理実践実習 II	2	
発展科目群	臨床心理学研究法特論	2	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	
	投影法特論	2	司法・犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2	
	法心理学特論	2	犯罪臨床特論	2	
	矯正心理学特論	2	被害者学特論	2	
	司法臨床心理学特論	2	犯罪心理学演習	2	
	福祉心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	産業心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2	
	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	心理教育特論（心の健康教育に関する理論と実践）	2	
	○ 臨床心理学研究 I	4	○ 臨床心理学研究 II	4	

犯罪心理学専攻

○は必修科目

科目群	授業科目	単位数	授業科目	単位数	修了要件単位
基礎科目群	人格心理学特論	2	認知心理学特論	2	基礎科目群2科目4単位以上、基幹科目群8科目16単位、発展科目群5科目14単位以上、合計34単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、最終試験(口頭試問)に合格しなければならない。
	社会心理学特論	2	発達心理学特論	2	
	心理統計法特論	2	老年心理学特論	2	
	憲法特論	2	刑法特論	2	
基幹科目群	○ 犯罪心理学原論	2	○ 法心理学特論Ⅰ	2	
	○ 法心理学特論Ⅱ	2	○ 司法臨床心理学特論Ⅰ	2	
	○ 司法臨床心理学特論Ⅱ	2	○ 犯罪心理学特論	2	
	○ 犯罪心理学演習Ⅰ	2	○ 犯罪心理学演習Ⅱ	2	
発展科目群	刑事政策特論	2	宗教倫理学特論	2	
	供述心理学特論	2	精神病理学特論	2	
	捜査心理学特論	2	被害者学特論	2	
	矯正心理学特論	2	更生保護心理学特論	2	
	犯罪心理査定演習	2	○ 犯罪心理学研究Ⅰ	4	
	○ 犯罪心理学研究Ⅱ	4			

2. 総合政策研究科

法学専攻

科目群		授業科目	単位数	授業科目	単位数	修了要件単位
演習科目		法 学 演 習 I	4	法 学 演 習 II	4	演習科目は、2科目 8単位必修。 共通科目及び選択科目の中から24単位以上（但し、研究基礎科目から2単位以上）、計32単位以上を修得し、かつ学位論文を提出し、最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。 研究指導教授が教育研究上必要と認める場合には、他専攻に開設されている選択科目を履修することができる。この場合、修得単位のうち合計6単位までを修了要件の単位に充当することができる。
共通科目	研究基礎科目	論 文 作 成 法	2	ライティング基礎	2	
		デ ー タ 分 析 基 礎	2			
選択科目	A群	憲 法 特 論	2	民 法 特 論	2	
		行 政 法 研 究	2	刑 法 研 究	2	
		商 法 研 究	2	政 治 学 研 究	2	
		都 市 学 研 究	2	政 治 外 交 史 研 究	2	
		比 較 法 研 究	2	現 代 法 特 殊 講 義	2	
	B群	情 報 公 開 法 研 究	2	個 人 情 報 保 護 法	2	
		行 政 手 続 法 研 究	2	民 事 手 続 法 研 究	2	
		総 則 ・ 物 権 法 研 究	2	債 権 法 研 究	2	
		家 族 法 研 究	2	消 費 者 法 研 究	2	
		著 作 権 法 研 究	2	企 業 法 研 究	2	
		刑 事 法 研 究	2	環 境 の 法 政 策	2	
		都 市 政 策	2	現 代 政 治 ・ 行 政 研 究	2	
		刑 事 訴 訟 法 研 究	2	地 域 社 会 の 法	2	
		共 生 社 会 の 法	2	犯 罪 心 理 学 特 論	2	
被 害 者 学 特 論						

経済・経営学専攻

科目群		授業科目	単位数	授業科目	単位数	修了要件単位
演習科目		経済学演習Ⅰ	4	経済学演習Ⅱ	4	演習科目は、2科目8単位必修。 共通科目及び選択科目の中から24単位以上(但し、研究基礎科目から2単位以上、選択した分野の選択科目から16単位以上を含む)、計32単位以上を修得し、かつ学位論文を提出し、最終試験(口頭試問)に合格しなければならない。 研究指導教授が教育研究上必要と認める場合には、他専攻に開設されている選択科目を履修することができる。この場合、修得単位のうち合計6単位までを修了要件の単位に充当することができる。
		経営学演習Ⅰ	4	経営学演習Ⅱ	4	
共通科目	研究基礎科目	論文作成法	2	ライティング基礎	2	
		データ分析基礎	2			
選択科目	経済分野	マクロ経済学特論	2	ミクロ経済学特論	2	
		計量経済学特論	2	公共経済学特論	2	
		国際経済学特論	2	金融特論	2	
		経済政策特論	2	社会経済学特論	2	
		財政学特論	2	租税特論	2	
		日本経済特論	2	地方財政特論	2	
		経済史特論	2	欧米経済特論	2	
		アジア経済特論	2	法人税法特論	2	
		所得税法特論	2			
	企業経営分野	経営学特論	2	経営戦略特論	2	
		マーケティング特論	2	経営管理特論	2	
		人的資源開発特論	2	経営史特論	2	
		国際経営特論	2	マネジメント・サイエンス特論	2	
		データサイエンス特論	2	ICTビジネスイノベーション特論	2	
		会計学特論	2	財務会計特論	2	
		制度会計特論	2	国際会計特論	2	
		税務会計特論	2	会計監査特論	2	
		リサーチ特論	2			

メディア情報学専攻

科目群		授業科目	単位数	授業科目	単位数	修了要件単位
演習科目		メディア情報学演習Ⅰ	4	メディア情報学演習Ⅱ	4	演習科目は、2科目8単位必修。 共通科目及び選択科目の中から24単位以上(但し、研究基礎科目から2単位以上)、計32単位以上を修得し、かつ学位論文を提出し、最終試験(口頭試問)に合格しなければならない。 研究指導教授が教育研究上必要と認める場合には、他専攻に開設されている選択科目を履修することができる。この場合、修得単位のうち合計6単位までを修了要件の単位に充当することができる。
共通科目	研究基礎科目	論文作成法	2	ライティング基礎	2	
		データ分析基礎	2			
選択科目	メディア関連分野	映像文化論特論	2	音響文化論特論	2	
		アニメーション文化論特論	2	マスメディア論特論	2	
		高度デジタル撮影技術特殊研究	2	プロダクション特殊研究	2	
		マルチメディア論特論	2	3DCG制作特殊研究	2	
		情報メディア制作論特論	2	映像メディア論特論	2	
		音響メディア論特論	2	課題研究Ⅰ	2	
		課題研究Ⅱ	2			
	情報管理関連分野	映像資料管理論特論	2	音響資料管理論特論	2	
		情報システム特殊研究	2	データベース設計特論	2	
		情報ネットワーク特殊研究	2	情報処理言語特殊研究	2	
		情報分析特殊研究	2	アーカイブズ学特殊研究	2	

[別表第Ⅱ]

1. 入学検定料 35,000円

ただし、本学を卒業（卒業見込みの者を含む。）又は修了した者が、本学の大学院を受験する場合は、入学検定料を免除する。

2. 学費納付金

修士課程		納付金額
入学金		260,000円
授業料	春学期	275,000円
	秋学期	275,000円
	年額	550,000円
施設費	春学期	110,000円
	秋学期	110,000円
	年額	220,000円
実験・実習費	春学期	25,000円
	秋学期	25,000円
	年額	50,000円

実験・実習費は、心理学研究科臨床心理学専攻生のみ納付するものとする。

入学金は、入学時のみ納付するものとする。

ただし、入学金は、駿河台大学卒業生及び駿河台大学に3年以上在学した者で第12条第8号の規定に該当するものは免除とする。

3. 学費納付金の額

学費納付金の額は、物価上昇率等を参考にして毎年定められた額とする。